

町産品奨励及び町内企業への優先発注について（要請）

採 択

町で使用する物品等については、町産品を優先して頂き、公共工事の発注にあたっては、町内企業を優先すると同時に、町民にも地元産品優先使用の意識の高揚を図って頂きますようお願い申し上げます。

県産品の優先使用について（要請）

採 択

- 1. 県産品の優先使用について、「県産品愛用宣言決議」をしていただき感謝申し上げます。なお、今後も引き続き県産品の優先使用について啓蒙啓発に努めていただきますようお願い申し上げます。
- 2. 再生資源等を用いて製造された県産リサイクル製品について、優先使用していただきますようお願い申し上げます。

平成 21 年度社団法人全国シルバー人材センター事業協会定期総会決議にかかる要請について

採 択

制度発足以来四半世紀以上にわたって、地域社会を支える中核的な組織として活動を続けており、今日では、全国市区町村の八割の地域において、地方公共団体と連携し、市民生活に密着した介護・福祉、教育・育児支援サービス、緑化をはじめとする地域環境の保全など、「安心と活力ある社会」の実現の一翼を担う企画提案方式事業等を展開しています。こうしたセンターの活動は、会員の健康の維持・増進にも大きく貢献しており、会員の医療費・要介護者率は同世代の一般高齢者に比べて低く、社会的な課題となっている医療・介護財政の軽減にも寄与しているところです。

日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情

採 択

この密約は米軍及び構成員の事件事故の被害を受けてきた沖縄県民にとって看過できないものです。国民の生命と財産、権利を守るべき政府が、司法を歪め、三権分立を侵害しています。同時に独立国としての主権の根幹に関わる重大な問題であると考えます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情について（要請）

採 択

- 1. 改正貸金業法を早期（遅くとも本年 12 月まで）に完全施行すること。
- 2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

陳 情 ・ 要 請 等 文 書 表

件 名	審議結果
公共工事発注に際して事業用自動車（緑ナンバー）の使用方についての陳情	配 布
健康寿命延伸のため、学校給食に安心安全な食材の使用促進に関する陳情	配 布
下水処理場（浄化センター）に EM を活用することに関する陳情	配 布
環境教育で EM を活用することに関する陳情	配 布
町役場の本庁舎や分庁舎の地震対策や漏水対策に関する陳情	配 布
学校施設の地震対策や漏水対策に関する陳情	配 布
EM で、海や川の環境を守ることにに関する陳情	配 布
沖縄県及び県内各市町村の政策を新しい観光資源として導入することに関する陳情	配 布
EM を新しい観光資源として導入することに関する陳情	配 布
EM の講習会を開催することに関する陳情	配 布
EM を基盤に、我が国の国際貢献の最前線基地を沖縄で引き受けることに関する陳情	配 布
暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情	配 布
公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情	配 布

決議第 3 号
議会の議決すべき事件調査特別委員会設置決議

名 称 議会の議決すべき事件調査特別委員会

設置の根拠 地方自治法第 110 条及び委員会条例第 5 条

目 的 「基本計画」を自治法 96 条第 2 項の規定による議会議決事項とすべくための調査

議員の定数 9 人

調 査 期 限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提 案 理 由
地方分権の進展に伴い、地方の権限が強化されたことにより、自己決定、自己責任の領域が拡大されてきた。自治法 96 条の第 1 項に議会の議決を必要とする項目も規定されているが、町民を代表している議会の権能を強化し、町民福祉の向上、町政発展に質するため、委員会を設置する。

意見書第 6 号
日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書

昨年、日本の研究者の調査により、日米地位協定第 17 条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第 1 次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取決めが発見された。

これにより、国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる国の主権の根幹に関わる大問題が発覚した。とりわけ、米軍基地をかかえ、米兵による犯罪をはじめ基地被害が続く沖縄県全域では看過できない問題である。

よって本議会は、住民の生命と財産、権利と人間としての尊厳を守り、日米密約文書の公表及び破棄を求めるため本案を提出する。

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

意見書第 7 号
改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

多重債務問題を解決するため、2006 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。

よって、本議会は、改正貸金業法の早期完全実施を求めるため本案を提出する。

- 1. 改正貸金業法を早期（遅くとも本年 12 月まで）に完全施行すること。
- 2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、多重債務者対策本部長、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長